

制定 平成 25 年3 月18 日
改正 令和6年3月27日
国 立 研 究 開 発 法 人
日本原子力研究開発機構
幌延深地層研究センター

幌延深地層研究センター事業計画説明会・成果報告会等 実施要領

1. 目的

幌延深地層研究センター事業については、北海道、幌延町との三者協定を遵守し進めている。同協定第6条（積極的な情報公開）に基づき、地域をはじめとする道民の理解と信頼を得ることを目的とし、研究計画及び研究成果に関する積極的な情報公開の一環として、幌延町において、幌延町をはじめ隣接町村を中心とした事業計画説明会、成果報告会等を実施する。

また、札幌市においては道民への報告会を実施する。

なお、幌延町及び隣接町村住民等からの説明会等の開催要請については、従来実施している幌延町での事業計画説明会、成果報告会等への来場を基本とするが、幌延町、隣接町村自治体及び各種団体からの要請があれば説明等を実施する。

2. 実施時期

- (1) 幌延町における事業計画説明会、成果報告会等は、毎年度、各1回実施
- (2) 札幌市における報告会は、毎年度1回実施
- (3) 幌延町、隣接町村自治体及び各種団体からの要請による説明等は、その都度調整

3. 開催等の周知方法

- (1) 幌延町における事業計画説明会、成果報告会等
幌延深地層研究センターホームページで周知するとともに、幌延町、隣接町村（自治体等）へは、ポスター等で事前に周知を図るものとする。また、新聞折込を活用するなど広く周知を図るものとする。
- (2) 札幌市における報告会
幌延深地層研究センターホームページで周知するとともに、リーフレットを関係諸団体へ配布等で事前に周知を図るものとする。また、新聞広告を活用するなど広く周知を図るものとする。
- (3) 幌延町、隣接町村自治体及び各種団体からの要請による説明等
必要に応じて、幌延深地層研究センターホームページの活用を図るものとする。

4. 事務局

本件の事務局は、幌延深地層研究センター総務・共生課が行うものとする。

5. その他

この要領に定めるもののほか、説明会等の開催要領については別に定めるものとする。